

# 平成19年4月1日から児童手当制度が拡充されました

## ○拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が、第1子及び第2子について倍増され、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については現行どおりです。

### 〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

(現行)

第1子、第2子 月額5千円  
第3子以降 月額1万円

(改正)

→ 月額1万円 (倍増)  
→ 月額1万円 (現行どおり)

### 〈3歳以上 (現行どおり)〉

第1子、第2子 月額5千円  
第3子以降 月額1万円



**施行日：平成19年4月1日 (拡充後の最初の支給月 平成19年6月)**

今回の改正では、受給者が特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

詳しくは、福祉課児童係にお問い合わせください。 Tel.476-1111 (内線132・133)

## 大崎町健康運動普及推進員第3期生誕生！



町では、平成18年度に第3回健康運動普及推進員養成講座を開催し、13名の新しい推進員が誕生しました。

健康運動普及推進員は、生活習慣病など病気や寝たきり、認知症などを防ぎ、人生80年時代を健やかに生きるために、町民の日常生活の中に運動習慣が定着するよう、地域で健康づくりのための運動を普及します。

18年度は、第1回くいの松原ウォーキングの開催や野方地区マスターズプロジェクトでの協力(レクリエーション)

など幅広く活動しました。

19年度からは新たに3期生13人が加わり、27名で活動します。

各種グループなどのレクリエーションや運動指導も行いますので、ご希望の方はご連絡ください。

### 【連絡先】

大崎町役場 福祉課 保健衛生係

Tel.476-1111

(内線133)

### 【3期生名簿】(50音順・敬称略)

赤田 真由美(高尾)	赤田 幸子(高尾)	内倉 静子(正坂)	久徳 多美恵(中沖中)	倉ヶ崎 美須子(下原)	常福 正子(東中組)	新馬場 ヒロ子(崎園)	萩原 育枝(船迫)	湊田 昌子(上三文字)	古一 裕子(堂地)	吉留 律子(上谷迫)	吉原 タミ子(下益丸)	鷲東 洋子(上鷲塚)
------------	-----------	-----------	-------------	-------------	------------	-------------	-----------	-------------	-----------	------------	-------------	------------